

許可番号 3650032701

## 特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 岡山県久米郡美咲町藤原 468 番地の 7

氏 名 有限会社久米産業

代表取締役 有本 英輔

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条の4第1項 の許可を受けた者であることを証する。  
第14条の5第1項

徳島県知事 飯 泉 嘉 門



許可の年月日 令和 5 年 1 月 17 日

許可の有効年月日 令和 10 年 1 月 16 日

### 1. 事業の範囲

裏面記載のとおり

2. 積替え又は保管を行う全ての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げができる高さ

該当なし

### 3. 許可の条件

なし

### 4. 許可の更新又は変更の状況

平成25年1月17日 新規許可

平成30年1月17日 更新許可

平成30年1月17日 変更許可 (汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、ばいじんの1・4-ジオキサンの追加、及び廃ポリ塩化ビフェニル等、ポリ塩化ビフェニル汚染物の限定変更)

令和5年1月17日 更新許可

### 5. 積替え許可の有無

### 6. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無

有・無

## 1. 事業の範囲

(1) 積替え  
なし

### (2) 取り扱う特別管理産業廃棄物の種類

**燃え殻** (カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物、ダイオキシン類を含むことにより有害なものに限る。)

**汚泥** (水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアノ化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1・2・ジクロロエタン、1・1・ジクロロエチレン、シス-1・2-ジクロロエチレン、1・1・1・トリクロロエタン、1・1・2・トリクロロエタン、1・3・ジクロロプロパン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物、1・4・ジオキサン、ダイオキシン類を含むことにより有害なものに限る。)

**廃油** (揮発油類、灯油類及び軽油類であるもの、又は、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1・2・ジクロロエタン、1・1・ジクロロエチレン、シス-1・2・ジクロロエチレン、1・1・1・トリクロロエタン、1・1・2・トリクロロエタン、1・3・ジクロロプロパン、ベンゼン、1・4・ジオキサンを含むことにより有害なものに限る。)

**廃酸** (水素イオン濃度指数2.0以下のもの、又は、水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアノ化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1・2・ジクロロエタン、1・1・ジクロロエチレン、シス-1・2・ジクロロエチレン、1・1・1・トリクロロエタン、1・1・2・トリクロロエタン、1・3・ジクロロプロパン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物、1・4・ジオキサン、ダイオキシン類を含むことにより有害なものに限る。)

**廃アルカリ** (水素イオン濃度指数12.5以上のもの、又は、水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアノ化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1・2・ジクロロエタン、1・1・ジクロロエチレン、シス-1・2・ジクロロエチレン、1・1・1・トリクロロエタン、1・1・2・トリクロロエタン、1・3・ジクロロプロパン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物、1・4・ジオキサン、ダイオキシン類を含むことにより有害なものに限る。)

**鉱さい** (水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物を含むことにより有害なものに限る。)

**ばいじん** (水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物、1・4・ジオキサン、ダイオキシン類を含むことにより有害なものに限る。)

**廃ポリ塩化ビフェニル等** (低濃度PCB廃棄物に該当するものに限る。)

**ポリ塩化ビフェニル汚染物** (低濃度PCB廃棄物に該当するものに限る。)

**廃石綿等**

(以上10種類)

以下余白